



学校だより

第 10 号

令和5年1月23日

仙台市立東長町小学校

児童数：801名 (1/23現在)



令和4年度
協働型学校評価
重点目標

「目を見て自分から挨拶する児童の育成」

～今年度も残り2か月となりました。～

年が明けたと思ったらもう2月です。寒さも一段と厳しい毎日ですが、子どもたちは元気に外に出て、体育委員会主催の大縄大会に向けて練習しています。

本日より校庭に工事エリアの仮囲いが設置され、校舎増築工事がいよいよスタートしました。完成は、令和6年の夏休み前を予定しています。



今月の予定



1/30日(月)	31日(火)	2/1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)
委員会活動 SC来校 ALT来校	3年校外学習 (歴史民俗資料館) さわやか相談員来校 学習支援員来校	3年出前授業 (するめ天旗) 大縄大会 (1・2年) ALT来校 ICT支援員来校 学習支援員来校	4年読み聞かせ 大縄大会 (3・5年) 学習支援員来校	大縄大会 (4・6年) 学習支援員来校	
6日(月)	7日(火)	8日(水)	9日(木)	10日(金)	11日(土)
4年出前授業 (みそ) 代表委員会 SC来校 ALT来校	学習支援員来校 さわやか相談員来校	全校4校時限 ALT来校 ICT支援員来校 学習支援員来校	5年校外学習 (震災遺構荒浜小) 6年卒業おめでとう読み聞かせ 学習支援員来校	1・2年・わかたけ4校時限 新1年保護者説明会 学習支援員来校	建国記念の日
13日(月)	14日(火)	15日(水)	16日(木)	17日(金)	18日(土)
SC来校 ALT来校	さわやか相談員来校 学習支援員来校	3年6校時限 クラブ活動 EDP ALT来校 ICT支援員来校 学習支援員来校	1年・わかたけ読み聞かせ 学習支援員来校	フリー参観・懇談会 全校5校時限 学習支援員来校	吹奏楽団 & 合唱団 卒業コンサート
20日(月)	21日(火)	22日(水)	23日(木)	24日(金)	25日(土)
SC来校 ALT来校	さわやか相談員来校 学習支援員来校	ALT来校 ICT支援員来校 学習支援員来校	天皇誕生日	学習支援員来校	
27日(月)	28日(火)	3/1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)
委員会活動 ALT来校	全校5校時限 さわやか相談員来校 学習支援員来校	ICT支援員来校 学習支援員来校	全校5校時限 3年・わかたけ読み聞かせ 学習支援員来校	全校5校時限 学習支援員来校	

※校内いじめアンケートの結果について

11月に行った「いじめアンケート」について、聞き取り、事実確認、指導、情報整理を行いましたので、結果の概略をお知らせいたします。

まず、「いじめ」の定義ですが、『いじめ防止対策推進法』（平成25年法律第71号）によって次のように定義されています。

『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』

つまり、「立場や回数、人数に関係なく故意ではなくても相手が嫌だと感じたら『いじめ』』ということになります。この「いじめの定義」は、保護者の皆様と共通理解を図ることが大切であると考えます。

【いじめの有無について】全校児童に対する割合

質問事項	4月から今まで いじめられたことがある	4月から今まで いじめをしたことがある
割合（％）	19.4 *152件 (12.9) *101件	5.2 *41件 (2.3) *18件



*（ ）内は令和3年度

【いじめの内容について：いじめを受けた児童の中での割合】

内容	ひやかし からかい	仲間はず れ	軽くなく られる	ひどくな ぐられる	金品をと られる	物をかく される	いやなこ とをさせら れる	スマホ等 での誹謗中 傷	その他
割合 (%)	29.4 (42.5)	8.9 (13.8)	26.0 (28.7)	12.3 (9.9)	1.2 (3.9)	5.6 (3.5)	4.2 (7.9)	0 (0)	11.9 (21.7)

*（ ）内は令和3年度

昨年度と比較して、件数は伸びましたが内容個々の率はおおむね下がっています。たとえ1回でも、嫌なことを感じた場合には、「いじめを受けた」ということができる雰囲気徐々に浸透してきたことの表れといえます。いじめが深刻化する前に、嫌なことがあればそれを互いが理解し、友達と楽しく過ごす上で気を付けるべき点として、子供たち一人一人の中に蓄積されていくとするのなら、むしろ件数の変化を前向きにとらえ、対応していくことも大切なことであるといえるのではないのでしょうか。一つひとつの「いじめの解消」確認については、3か月の経過観察が必要とされていますので、学年を中心に継続して見守っていきます。

また、『無自覚ないじめ』（やっている側が無意識にやっていることを、やられている側は、いじめられていると感じるいじめ）について、子供たちに指導するとともに、子供たちの様子を今後もしっかりと観察していきます。ご家庭でもお子さんと学校生活について話し合う機会を作ってください、気になることがあれば、ご連絡いただければと思います。

個別の案件については、ご家庭と連絡を取りながら対応し指導しています。子供を「共に育てる」姿勢で連携していければと考えています。今後も、いじめの対応に、ご理解とご協力をお願いいたします。